

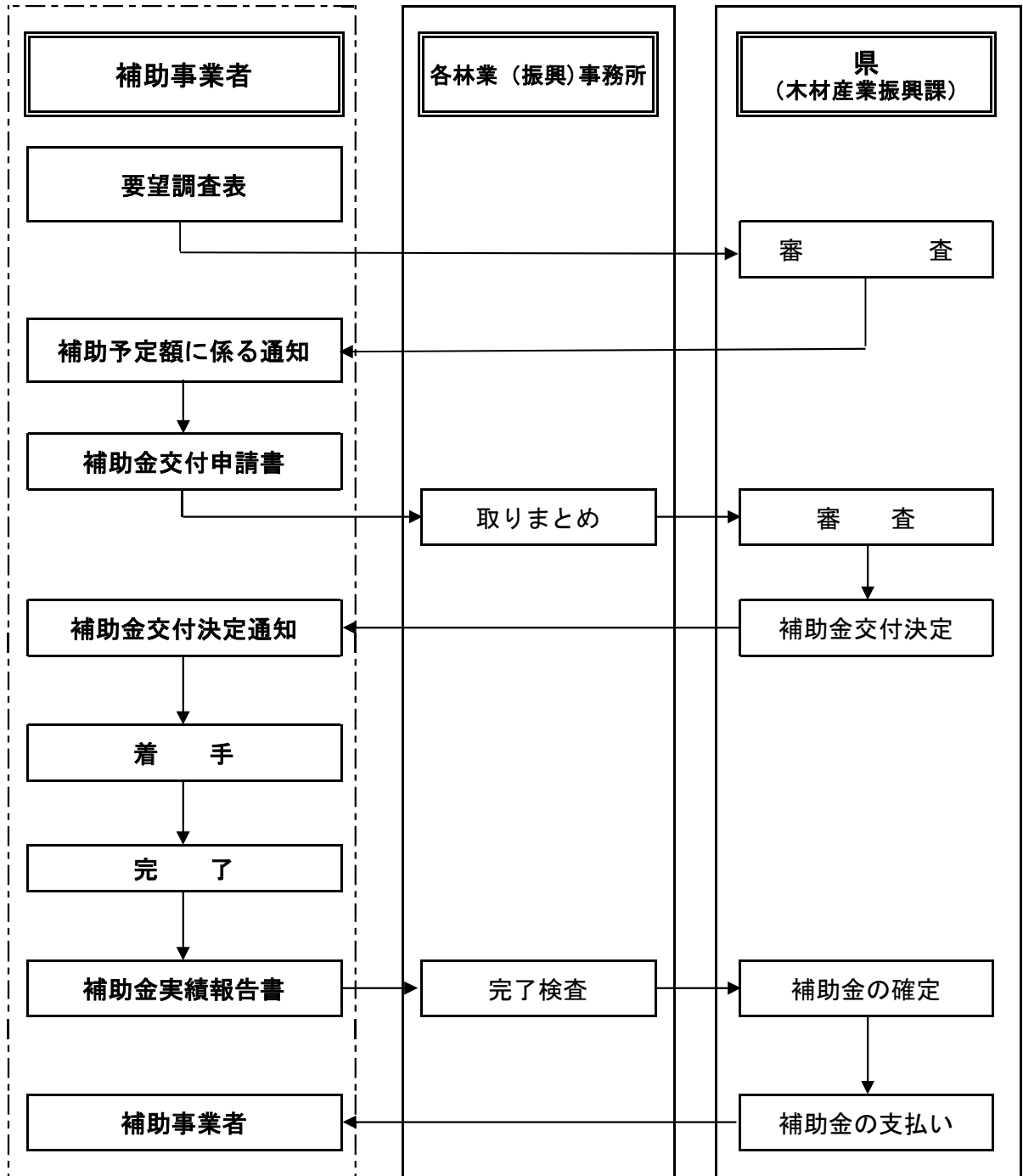
別表（第3条関係）

事業の種類	木材活用施設等整備	学校関連環境整備	市町村関連施設等整備
事業内容	県内のPR効果の高い公的空間（注1）への木製品の導入及び内外装の整備を行う事業	県内の幼稚園、保育施設、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校 その他子ども達の利用が多い放課後児童クラブ、図書館等に木質化等を行う事業	県内の市町村が実施主体となつて行う以下の事業 (1) 木材活用施設等整備 (2) 学校関連環境整備
補助対象経費	(1) 玄関、ロビー、休憩所、屋外その他県民の目に触れる機会が多い公的空間の木質化（注2）に係る経費 (2) 玄関、ロビー、休憩所その他県民の目に触れる機会が多い公的空間への木製品の導入経費 ※建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合した整備とする。	(1) 幼児、児童・生徒及び学生が利用する木製（県産材）の机、椅子、遊具等の導入経費 (2) 幼児、児童・生徒及び学生が利用する保育室、教室等の木質化（注2）に係る経費 ※建築基準法その他関係法令に適合した整備とする。	(1) 県民の目に触れる機会が多い公的空間の木質化（注2）に係る経費及び木製品の導入経費 (2) 学校関連施設において幼児、児童・生徒及び学生が利用する保育室、教室等の木質化に係る経費及び木製（県産材）の机、椅子、遊具等の導入経費 ※建築基準法その他関係法令に適合した整備とする。
補助の条件	(1) 木製品の購入経費には、導入場所までの運搬費、設置費及び森林環境税を活用していることを製品に表示する印刷等経費を含むものとする（市町村関連施設等整備除く）。 (2) 整備費には、導入場所までの運搬費、設置費及び森林環境税を活用していることを製品に表示する印刷等経費を含むものとする。 (3) 次に掲げるものは、補助事業の対象としない。 ① 国、県、市町村等の他の事業（補助、委託、森林環境譲与税等）との併用 ② 既存施設の取壊し及び処分に係る経費又は敷地の造成費 ③ 不特定多数の利用が無く、専ら補助事業者の職員等が業務を行うために使用する施設又は空間の整備 ④ 既に木質化されている部分及び導入されている木製品の改修。ただし、新たに木質化する面積が、既に木質化され今回改修しようとする面積以上である場合には、補助の対象に含めることが出来る（既に木質化された箇所が当該事業を活用している場合は、その面積を対象としない。）。 (4) 原則として高知県産材のみを活用した製材品、木製品を使用すること。 (5) 取得した製品等に、森林環境税を活用していることを印刷等により表示すること（市町村関連施設等整備除く）。		
補助事業者	社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体等	社会福祉法人、学校法人、財団法人 その他認可外保育施設の設置者	市町村（一部事務組合を含む。）、市町村教育委員会（一部事務組合を含む。）
補助率	2分の1以内		
補助金額の下限	補助金額25,000円以上	補助金額25,000円以上	補助金額25,000円以上
補助金額の上限	一施設当たりの限度額400万円、一事業者当たりの限度額500万円 ただし、小・中学校の内装木質化については限度額1,000万円		一施設当たりの限度額400万円、一事業者当たりの限度額500万円

(注) 1 「公的空間」とは、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条の規定による公共建築物（社会福祉施設、病院若しくは診療所、運動施設、社会教育施設又は旅客の乗降若しくは待合の用に供する建築物）及び公共的施設（銀行、信用金庫等金融機関、郵便局、ホテル・旅館、百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、その他の店舗、道の駅及び高速道路のサービスエリア・パーキングエリアをいう。）などの不特定多数の県民等が利用する空間とする。

2 「木質化」とは、天井、床、内壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することとする。

## 高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金に関する標準的な流れ



(注) この補助金は、県からの補助金交付決定通知があった後に着手するものだけに限り交付いたします。